

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 23（情）第 108 号）

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は妥当でなく、別表 2 の a, b, g, h, i, q, r 及び s の文書について、改めて対象文書を特定し、開示可否を決定すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 23 年 11 月 24 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、公共下水道関連事業について・広島県浄化槽維持管理協会（以下「協会」という。）に関して、別表 1 に掲げる請求内容（以下「本件対象文書」という。）について、開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書について、別表 1 に掲げる協会に関する事業全般に係ること、役員に関すること及び検査に関する部分の一部について行政文書部分開示決定処分を行い、別表 2 に掲げる請求内容について、不存在を理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 23 年 12 月 8 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 24 年 2 月 3 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書（平成 24 年 2 月 3 日付け）及び意見書（平成 24 年 7 月 27 日付け）で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関が主張する本件行政文書不存在の理由は、条例で規定する非公開事由に該当しない。また、条例の目的である「県民の行政に対する理解と県政への参加を促進し、もって開かれた行政の実現を図ること」にならず、条例違反である。

「協会は、…特例民法法人である。また浄化槽法第 57 条により実施機関が指定した

指定検査機関である。」とあるが、「特例民法法人」であれ「指定検査機関」であれ、公共下水道関連事業、浄化槽設置、法定検査等の事業に関する情報公開を条例の規定にあるように、それらの趣旨・目的にそえるような行政運営ならびに情報公開制度のもとに、説明責任をはたしているのかどうかを問いたいのである。

「本件処分は、総務課の担当部署の振り分けを基に、開示及び不存在の決定を行ったものである。」としているが、総務課の振り分けが間違いであるとしたなら、なぜ総務課に「一部は該当するが、あとは他の部署に回してほしい」などと返さなかったのか、非常に不可解である。加えて総務課の振り分けが正しいとして一部開示をし、あとは放置・不開示にするとした経緯にも法的問題があるといえる。

「また、異議申立人は、協会が、公共下水道事業を実施していることを前提とした情報公開請求を行っており、…当該請求は不存在と決定した。」とあるが、一般の県民・住民は、「協会」が、どのような目的・事業・報告を成し、どのような法的根拠のもとに市域に参入し、どのような役割と責任を果たしているかどうか、ほとんど知らされない。同じく一般の県民・住民は、公共下水道事業と浄化槽設置・法定検査等の事業との相違・分別とが分かるはずはない。浄化槽法をもとにしたとする行政運営の都合による役割分担は分からないでもないが、そのことで「協会は公共下水道事業を実施していない。」といわれたら、それでは「どこの部署で実施しているのか」となり、その説明と情報公開の成し得る部署・関係機関に「事案の移送」をする責務があるといえる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書（平成24年7月4日付け）で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

協会は、「知事の所管に属する公益法人の設立許可等審査基準及び運営に関する監督基準（平成13年10月1日改正）」により実施機関が所管する特例民法法人である。また、浄化槽法第57条により実施機関が指定した指定検査機関である。本件処分は、総務課の担当部署の振り分けを基に、これらの根拠に基づいて実施機関が保有する行政文書のみを開示請求の対象として考え、開示及び不存在の決定を行ったものである。

また、異議申立人は、協会が、公共下水道事業を実施していることを前提とした情報公開請求を行っており、実施機関ではこの請求に即して回答したため、協会は公共下水道事業を実施しておらず公共下水道事業にかかる当該請求については不存在と決定した。

なお、平成23年12月19日情報公開文書の閲覧時に、異議申立人に対して協会は公共下水道事業とは関係がないこと、及び公共下水道事業は廿日市市において実施されている旨の説明をしたところ、その後廿日市市にも文書を請求しているとのことであったが、今回、公共下水道事業に係る文書について不存在であることに対し異議申立てをしている。異議申立人が求めている公共下水道事業については、実施機関で所管していないため開示すべき文書がない。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「公共下水道関連事業について・広島県浄化槽維持管理協会」と頭書きされた、別表2に掲げる27項目にわたる文書であり、実施機関は、これらを作成又は取得していないため不存在とした。

2 下水道事業及び協会について

(1) 一般的に下水道と呼ばれるものには、下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく下水道とそれ以外のものがある。

下水道法に基づく下水道には、公共下水道、流域下水道などがある。このうち、公共下水道は、下水道法第2条第3号の規定により、「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。」とされており、同法第3条第1項の規定により、公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとされている。

下水道法に基づかないものとしては、浄化槽や農業（漁業）集落排水処理施設などがある。このうち、浄化槽は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号の規定により、「便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水を処理し、下水道法第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により定められた計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいう。」とされている。

浄化槽の設置届や廃止届、浄化槽の保守点検業者の登録などの業務は、浄化槽法の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市町長の業務とされているが、「広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例」（平成11年広島県条例第34号）により、後記（2）の指定検査機関の指定を除いて、市町へ権限移譲されているため、すべて市町の業務となっている。

(2) 浄化槽法の規定は、浄化槽管理者に対し、浄化槽の定期的な維持管理のために、設置後の水質検査、保守点検、清掃及び定期検査を義務付けている。このうち、定期検査は、浄化槽法第11条第1項の規定により、浄化槽管理者が毎年1回、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならないとされている検査である。定期検査を行う指定検査機関は、都道府県知事が指定するものとされており（浄化槽法第57条第1項）、広島県内では、実施機関により、協会と公益社団法人広島県環境保全センター（以下「保全センター」という。）が、指定検査機関の指定を受けている。

(3) 指定検査機関として指定する場合には、当該法人が公益法人であることが要件と

されており、協会は平成18年12月18日付けで実施機関から公益法人（社団法人）の設立許可を受けている。公益法人を設立するには、「知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」（昭和51年広島県規則第19号）、「知事の所管に属する公益法人の設立許可基準及び運営に関する監督基準」（平成6年制定。以下「監督基準」という。）等に基づき、設立許可申請書、設立趣意書、定款、財産関係書類、設立初年度及び設立次年度の事業計画書及び収支予算書、設立者の履歴書、設立総会等の議事録等を実施機関に提出することとされており、協会はそれらの必要書類を実施機関に提出して審査を受けた。

また、協会は、指定検査機関の指定を受けるため、浄化槽法及び環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「浄化槽法施行規則」という。）の規定により、定款、財産目録、貸借対照表、事業計画書、収支予算書、役員名簿等の必要書類を実施機関へ提出し、平成19年2月28日付けで指定を受けている。

(4) さらに、協会が指定検査機関の指定を受けた際、浄化槽法施行規則第56条に基づき、12項目の条件が付されている。その主なものとしては、「検査業務の内容は、浄化槽法第11条に基づく水質に関する検査（効率化検査）に係る広島県実施要綱に基づく効率化検査に限る。」こと、法人の名称を変更した場合及び役員を選任又は解任した場合の実施機関への届出、検査結果書の写しの提出、浄化槽法第11条に基づく水質検査の実施率の向上を図ること、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書並びに検査業務に従事している職員の名簿の実施機関への提出などがある。

なお、上記（1）のとおり、広島県においては、指定検査機関の指定を除いて、市町へ権限移譲されているため、検査結果書の写しの提出先は、市町長となっている。

3 本件対象文書の特定について

実施機関が、本件処分を行った別表2に掲げる項目について、以下、順に検討する。

(1) 「事業全般に関すること」について

ア 別表2のa及びbについて

実施機関は、別表2のa及びbについて、「異議申立人は、協会が公共下水道に係る事業を実施しているとの認識を前提とし、公共下水道に係ることになった経緯、手続を公開請求しているが、協会は、浄化槽法第11条第1項の定期検査（以下「法定検査」という。）を主な業務としており、公共下水道事業には携わっていないため、そうした文書は作成又は取得してない。」と主張する。

確かに、上記2の（1）のとおり、厳密には、公共下水道と浄化槽は別物であって、また、上記2の（2）のとおり、協会は浄化槽の指定検査機関であり、市町が行う公共下水道事業に携わっていないのであるから、実施機関の主張も理解できないことはない。

しかしながら、一般の県民にとって、公共下水道も浄化槽もともに、汚水等の処理施設であり、これらを明確に区別して、認識されているとは限らない。現に、

実施機関のホームページにおいても、公共下水道や浄化槽等は、「一般的に下水道と呼ばれるもの」の種類として、役割等が説明されているところである。

そうすると、協会が公共下水道事業に携わっていないことのみを理由に、形式的に別表2のa及びbの文書を不存在とするのは適当でなく、開示請求書に記載された「公共下水道事業」を、浄化槽を含む「一般的な下水道」と広く解して、対象文書を検索し、特定すべきであった。

そのように広く解すると、当審査会が見分した文書の中では、例えば、別表2のaについては、協会の設立時の起案及び設立趣意書、協会の指定検査機関の指定時の起案等が該当すると考えられ、また、別表2のbについては、協会が実施機関に提出した過去3年間の事業報告書が該当すると考えられる。

実施機関はそれらを含め、改めて対象文書を特定し、開示可否を決定すべきである。

イ 別表2のcについて

実施機関は、別表2のcについて、監督基準及び浄化槽法施行規則第56条に掲げる指定の条件等において、取得するようになっていないため、作成又は取得していないと主張する。

確かに、上記2の(3)及び(4)で述べた、公益法人の設立許可及び指定検査機関の指定を受ける際の必要書類並びに指定検査機関の指定後に実施機関に提出することとされている書類(以下、これらを「実施機関への提出義務付け書類」という。)の中には、職員ごとの報酬額や勤務実績は含まれておらず、実施機関の説明に不自然な点はなく、不存在とした実施機関の決定は妥当である。

ウ 別表2のdについて

実施機関は、別表2のdについて、浄化槽法施行規則第56条に掲げる指定の条件等において、協会が法定検査を委託する場合の選定方法等について取得するようになっていないため、作成又は取得していないと主張する。

当審査会が確認したところ、協会が行う法定検査は、検査補助員が現地で行う採水、外観検査及び書類検査と、検査員が行う水質検査とで構成されている。法定検査後、協会は、検査補助員の属する法人等に対して、委託費として報酬を支払っている。

そうすると、協会は、法定検査の一部を法人等へ委託し実施していることになる。

しかしながら、協会が法定検査を委託する場合の選定方法等の分かる文書については、実施機関への提出義務付け書類の中には含まれていないため、実施機関の説明に不自然な点はなく、不存在とした実施機関の決定は妥当である。

エ 別表2のeについて

実施機関は、別表2のeについて、協会が法定検査の事業を行うに当たっては、国からの認可や市への許可権限を有する必要はなく、そうした文書は作成又は取得していないと主張する。

異議申立人のいう市への許可権限の意味するところは、必ずしも明白ではないが、浄化槽法第 57 条の規定により、指定検査機関の指定を行うのは都道府県知事とされていることから、それ以外の認可又は許可は必要ない。したがって、実施機関の説明に不自然な点はなく、不存在とした実施機関の決定は妥当である。

オ 別表 2 の f について

実施機関は、別表 2 の f について、「異議申立人は公共下水道事業を自治体と協会が重複して行っている。」という前提のもとに関係資料を公開請求しているが、協会は公共下水道事業を行っておらず、そうした文書は作成又は取得していないと主張する。

実施機関に確認したところ、「公共下水道事業」を「一般的な下水道」と広く解したとしても、協会が行う事業で、市町と重複して行っている事業はないのであるから、実施機関の説明に不自然な点はなく、不存在とした実施機関の決定は妥当である。

カ 別表 2 の g 及び h について

実施機関は、別表 2 の g 及び h について、自らは、公共下水道事業に係る整備計画等の事業を行っておらず、実施率等を把握していないため、作成又は取得していないと主張する。

しかしながら、当審査会が確認したところ、実施機関では、污水处理施設（公共下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽）を県民誰もが享受すべき生活基盤施設と位置付け、各施設の適正な配置と整備促進を図る目的で、平成 8 年 3 月に「広島県污水適正化処理構想」（以下「処理構想」という。）を策定し、直近では、平成 23 年 3 月に見直しをしている。

その見直しの中では、平成 21 年度末の広島県内の市町別污水处理人口普及率を示した上で、污水处理の現状と問題点を分析するとともに、污水处理施設ごとの、平成 21 年度末現在の処理人口、処理人口普及率、平成 25 年度末予定の処理人口、処理人口普及率及び最終目標の処理人口普及率が記載されている。

そうすると、処理構想は、污水处理施設の普及率に関する問題・課題を整理した文書に該当すると考えられ、また、市町から収集した同構想の基礎データや普及率の分析等を行った文書などがほかに存在する可能性もあり、不存在としたことは妥当でない。

したがって、実施機関（公共下水道事業を所掌する部署を含む。）は、上記の文書を含めて、改めて污水处理施設の普及率の分析等を行った文書を特定し、開示可否を決定すべきである。

キ 別表 2 の i について

実施機関は、別表 2 の i について、異議申立人の請求は、協会が公共下水道事業を実施しているという誤認に基づくものであって、そのような文書は、作成又は取得していないと主張する。

しかしながら、上記アで述べたように、請求内容の「公共下水道事業」は「一

般的な下水道」と広く解して、対象文書を検索し、特定すべきであった。

そのように広く解すると、当審査会が見分した書類の中では、協会の広報活動等の予算額・決算額及び広報実績の分かる文書として、協会の収支計算書及び事業報告書が該当すると考えられ、不存在としたことは妥当ではない。

なお、これらの文書は本件請求に対する部分開示決定において開示しているが、上記の観点から改めて対象文書に該当するものはないかを検索し、収支計算書及び事業報告書以外に該当する文書があれば、改めて対象文書として特定すべきである。

ク 別表2のjについて

実施機関は、別表2のjについて、自らは、公共下水道に係る計画整備等の事業を所管していないため、作成又は取得していないと主張する。

上記アで述べたように、実施機関は、請求内容の「公共下水道事業」は「一般的下水道」と広く解して、対象文書を検索し特定すべきであった。

このため、当審査会が実施機関へ確認したところ、たとえそのように広く解したとしても、浄化槽の法定検査の手数料はあらかじめ広島県報で告示しており、団地ごとの料金の格差等の問題は生じないため、不公正等の問題について整理した文書は存在しないということであった。

当審査会が見分したところ、実施機関は、浄化槽の法定検査の手数料の妥当性を含め、協会及び保全センターの指定審査をしており、また、法定検査の手数料は、浄化槽の処理対象人員及び処理方法に応じて定められ、広島県報において告示されている。このことから、規模等が異なる団地では法定検査の手数料に差異が生じるとしても、それをもって不公正が生じると捉えなかったという実施機関の説明に不自然な点はない。

したがって、別表2のjについて不存在とした実施機関の決定は妥当である。

ケ 別表2のkについて

実施機関は、別表2のkについて、異議申立人が「同じような事業内容」としている中国電気保安協会は浄化槽の法定検査を行う機関ではなく、また、保全センターとの人事交流等についての文書は作成又は取得していないと主張する。

中国電気保安協会は、浄化槽の法定検査を行う機関ではなく、一般電気工作物の定期調査を受託する業務等を行っており、協会とは異なる趣旨及び目的で設立されている一般財団法人である。したがって、協会と中国電気保安協会との関係等の分かる文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に不自然な点はなく、不存在とした実施機関の決定は妥当である。

また、協会と保全センターは、それぞれ独立した公益法人であり、その間でたとえ人事交流が行われたとしても、その内容について、実施機関は関与していない。

したがって、両法人間で行われている人事交流に関する文書を作成又は取得していないとしても不自然な点はなく、不存在とした実施機関の決定は妥当である。

コ 別表 2 の 1 について

実施機関の説明によると、浄化槽管理者（設置者）は浄化槽を設置する際に各市町に設置届を提出することとされており、その情報を登録した浄化槽台帳を基礎資料として協会が浄化槽管理者と検査契約し、手数料等を請求するということである。そうすると、各家庭に手数料等を請求するための個人情報の入手方法、根拠等については、設置届が提出されている市町と協会との間の問題であり、実施機関への提出義務付け書類にも含まれていないため、実施機関がそれに関する文書を作成又は取得していなくても不自然ではなく、不存在とした実施機関の決定は妥当である。

また、実施機関は、協会が普及啓発のために各家庭に配布した文書等を、取得していないと主張する。

確かに、それらは実施機関への提出義務付け書類に含まれていないため、実施機関の説明に不自然な点はなく、不存在とした実施機関の決定は妥当である。

(2) 「役員に関すること」について

ア 別表 2 の m について

実施機関は、別表 2 の m について、役員報酬の規定と年俸・諸手当・退職金等の詳細について、定款に記載の内容以外について作成又は取得していないと主張する。

確かに、それらは実施機関への提出義務付け書類に含まれていないため、実施機関の説明に不自然な点はなく、不存在とした実施機関の決定は妥当である。

イ 別表 2 の n について

実施機関は、別表 2 の n について、県職員の O B が協会の役員として在籍しているが、その役員が県職員 O B であることの文書は作成又は取得していないと主張する。

当審査会が確認したところ、退職した管理職員のうち、営利企業等に再就職した者については、実施機関の人事課が「職員の再就職に関する取扱要綱」（平成 20 年 1 月 30 日制定）に基づき再就職状況一覧を公表しており、平成 20 年度に退職した職員の中に協会に再就職した職員がいることが確認できるため、別表 2 の n は存在している。

しかし、再就職状況一覧は、「県民の利用に供することを目的として管理している行政文書」として広島県庁内の行政情報コーナーに配架しており、条例第 17 条第 4 項の規定により、条例の適用除外とされていることから、情報公開制度による開示の対象とはならない。

ウ 別表 2 の o について

実施機関は、別表 2 の o の同業者の役員就任状況等について、監督基準及び浄化槽法施行規則第 56 条に掲げる指定の条件等において、取得するようになっていないため、作成又は取得していないと主張する。

確かに、所属名及び役職等を明らかにした役員名簿以外の、同業者を含めた役

員報酬等に係る書類は、実施機関への提出義務付け書類に含まれていないため、実施機関の説明に不自然な点はなく、不存在とした実施機関の決定は妥当である。

エ 別表2のpについて

実施機関は、別表2のpの議員の役員就任状況等について、役員に議員はおらず、作成又は取得していないと主張する。

当審査会が確認したところ、平成23年5月30日付け新役員名簿を見る限り、役員に議員はいないため、実施機関の説明に不自然な点はなく、不存在とした実施機関の決定は妥当である。

(3)「検査に関すること」について

ア 別表2のqについて

実施機関は、別表2のqについて、各家庭、各団地、各事業所等への具体的な検査箇所、検査経費についての文書は作成又は取得していないと主張する。

確かに、上記2の(4)で述べたとおり、協会を指定検査機関に指定した際 conditionsによれば、検査結果書の写しは、市町長に提出されることになっているため、実施機関の説明に不自然な点はなく、不存在とした実施機関の決定は妥当である。

また、実施機関によると、協会の法定検査が適正であるかを検証・査証する第三者機関を設けていないと主張する。

しかしながら、当審査会が確認したところ、協会の定款第30条の規定により、県及び市町の職員や学識経験者を構成員とし、協会が行う検査業務計画や検査結果の審査等を審議決定するための検査委員会を設置することとされている。

そうすると、検査委員会は、協会の検査が適正かどうかを検査する第三者機関に該当し、その設立の分かる文書として、協会の定款や検査委員会規定が該当すると考えられ、不存在としたことは妥当でない。

なお、これらの文書は本件請求に対する部分開示決定において開示されているが、実施機関は、改めて対象文書に該当するものはないかを検索し、これらの文書以外に該当する文書があれば、改めて対象文書として特定すべきである。

ただし、「協会が行った検査費用(なぜその額か。)の分かる文書」については、浄化槽法施行規則第57条の規定により、広島県報において告示しており、存在する。しかし、広島県報は、広島県庁内の行政情報コーナーに配架しており、条例第17条第4項の規定により、条例の適用除外とされていることから、情報公開制度による開示の対象とはならない。

イ 別表2のrについて

実施機関は、別表2のrについて、既に開示している決算書等以外で手数料の内訳が分かるような文書を作成又は取得していないと主張する。

しかしながら、当審査会で精査したところ、協会の設立許可時の書類の中に法定検査の手数料の額が適当と認められる額であることを示す書類が添付されていることを確認した。これは対象文書に該当するものと考えられるため、別表2のrを不存在としたことは妥当でない。

したがって、実施機関はこの文書を含め、改めて対象文書を特定し、開示可否を決定すべきである。

ウ 別表2のsについて

実施機関は、別表2のsについて、中国電気保安協会は浄化槽の法定検査を行う機関ではなく、また、保全センターの検査については、浄化槽法施行規則第4条及び第9条により環境大臣が定める検査項目、方法等に従って実施しているものであり、そうした検査が適正であるのかを示せる規定等はなく、さらに、第三者検査・査証機関も設置していないため、作成又は取得していないと主張する。

確かに、上記(1)ケで述べたように、中国電気保安協会は、浄化槽の指定検査機関ではないため、検査箇所、検査項目等に関する文書がないのは当然である。

したがって、実施機関の説明に不自然な点はなく、不存在とした実施機関の決定は妥当である。

しかしながら、当審査会が確認したところ、保全センターの検査が適正であるかどうかを審査する第三者機関の設置については、保全センターの定款第42条の規定により、保全センターの指定検査機関として行う水質に関する検査の事業等を推進するための浄化槽検査委員会を設置することとされている。

そうすると、浄化槽検査委員会は、保全センターの検査が適正かどうかを検査する第三者機関に該当し、保全センターの定款や浄化槽検査委員会規程が該当すると考えられ、不存在としたことは妥当でない。

なお、これらの文書は本件請求に対する部分開示決定において開示されているものもあるが、実施機関は、改めて対象文書に該当するものはないかを検索し、これらの文書以外に該当する文書があれば、改めて対象文書として特定すべきである。

エ 別表2のtについて

実施機関は、別表2のtについて、広島県で法定検査を行っているのは協会と保全センターのみであるため、作成又は取得していないと主張する。

当審査会が確認したところ、広島県で法定検査を行っているのは、協会と保全センターのみであり、実施機関の説明に不自然な点はなく、不存在とした実施機関の決定は妥当である。

オ 別表2のuについて

実施機関は、別表2のuについて、指定検査機関は、浄化槽での処理後、最終的に河川等へ排出される放流水がきちんと基準を満たしているかどうかの水質検査等を行う機関であり、汚泥の成分検査や放射能汚染を測定するものではないため、作成又は取得していないと主張する。

当審査会が確認したところ、法定検査は、水質に関する検査であり、汚泥の成分検査や放射能汚染を測定するものではない。また、指定検査機関が行った法定検査の結果の写しの送付先は市町である。さらに、浄化槽汚泥は、清掃業者により、浄化槽から抜き取られ、汚泥再生処理センター又はし尿処理施設へ搬入され、

焼却処分などにより最終処分されているが、上記清掃業者は、市町が浄化槽法第35条の規定により許可したものであり、また、上記センター等は市町等の施設である。

したがって、別表2のuを作成又は取得していないとする実施機関の説明に不自然な点はなく、不存在とした実施機関の決定は妥当である。

(4) 「議会との関連性について」

異議申立人は、別表2のvからa aまでについて、「議会との関係性について(昨年度までの議会・議員との関係を示す実態)」としているが、実施機関の説明によると、協会と議会との間に別表2のvからa aまでに該当する文書はないと主張する。

当審査会が確認したところ、協会の公益法人としての設立許可は、実施機関の権限事項であり、また、実施機関から協会への補助金等の支出も実施していない。

したがって、協会と議会との間に関係する文書はないという、実施機関の説明に不自然な点はなく、不存在とした実施機関の決定は妥当である。

(5) 以上のことから、本件対象文書のうち、別表2のa, b, g, h, i, q, r及びsについては、各項目で述べた視点から改めて対象となる文書を特定し、開示可否を決定すべきである。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

【別表1】(公共下水道関連事業について・広島県浄化槽維持管理協会)

| 項目及び番号 | 件名又は内容 |
|--------|--|
| (1) | 事業全般に関すること |
| ① | 当該担当の公共下水道事業に係ることになった経緯, 手続, 定款, 目的, 役割, 事業内容, 職員数, 組織図, その監査機関, 市民相談窓口機関等については一切の資料 |
| ② | 過去3年間の当該担当の公共下水道に係る事業実績・会計報告については一切の資料 |
| ③ | 当該担当の人事に関して, 役職名と, それぞれの役職名・法人名・報酬額・勤務実績等については一切の資料 |
| ④ | 事業を推進できるとする法的根拠・条例等については一切の資料 |
| ⑤ | 当該担当が, 法定検査を委託する場合の選定方法, 選定綱領・基準, 選定価格等については一切の資料 |
| ⑥ | 当該担当が事業化するにあたり国からの認可を必要とする一切の資料と, 市への許可権限を有する一切の資料 |
| ⑦ | 『水質汚濁防止法』等からみて, 自治体の責務であるとする公共下水道事業に, 各自治体の事業にもかかわらず, 重複して事業を行うことができるとする根拠, 事由, 法令, 条例, 定款, 規則等については一切の資料 |
| ⑧ | 地域によっては, 公共下水道事業の実施率が低位の実態にある(例えば廿日市市は, 約23%で県内で22位中の17位にある)ことの, その経緯・背景・要因と市との連携並びに問題・課題を整理した一切の資料 |
| ⑨ | 上記⑧にみるように, 地域によっては, 実施率のバラツキ(法のもとに不平等)があり, 憲法・地方自治法に違反をしているという見方もあるが, 県としての見解とそのことに起因する問題について, とりわけ世界遺産・宮島の周辺での瀬戸内海の海洋汚染の問題に対する捉えと具体的な浄化計画については一切の資料 |
| ⑩ | 公共下水道事業の促進をはかるための事業収益からの還元内容, 地域自治体への移譲, 広報活動等の予算額・決算額並びにコマーシャル等の実績については一切の資料 |
| ⑪ | 事業の未実施地域において, 公共下水道料金が加重負担になっていたり, 団地それぞれに料金に格差がある等問題の, 不公正・不合理(差別)を整理し課題について明らかにした一切の資料 |
| ⑫ | 同じような事業内容である「広島県環境保全センター」や「中国電気保安協会」との関係, 定款, 事業の違い, 地域分担, 役割分担, 料金設定, 人事交流等の判る一切の資料 |
| ⑬ | 各家庭に手数料等を請求するための個人情報入手方法と根拠・事由・各家庭に配布した検査にかかわる情報, 及び各家庭に配布したパンフなどの一切の資料 |
| ⑭ | 総会に明らかにした昨年度の事業実績報告書と今年度の事業計画報告書について一切の資料 |
| (2) | 役員に関すること |
| ① | 役員の実定の経緯とその手続等を規定した一切の資料 |

| | |
|-----|--|
| ② | 役員報酬の規定と年俸・諸手当・退職金等の詳細について、また事業収入に対する全報酬額（人件費）等について判る一切の資料 |
| ③ | いわゆる「天下り」・「横滑り」といわれる役員名、人数、元職、元部署、元事業名等についての一切の資料 |
| ④ | 同業者が役員として位置づいているとするなら、その根拠・事由、その事業社名、社員名、報酬額等、役割、活動実績、存在意義、責任・報酬等について判る一切の資料 |
| ⑤ | 役員として議員が位置づいているとするなら、その根拠・事由、その議員名、報酬額等、役割、出張日時・回数・内容・報酬等、活動実績、位置づくことができる根拠・法令・条例・綱領等、議会への報告実績、責任、課題等についての一切の資料 |
| (3) | 検査に関すること |
| ① | 各家庭・各団地・各事業所等への具体的な検査箇所、検査内容、検査項目、検査実績、検査収益、検査経費、検査費用（なぜその額か）、その検査が適正であるかを検証・査証する第三者機関の設定等についての一切の資料 |
| ② | 検査をすることができるとする法的根拠・法令・条例・綱領・規則等についての一切の資料 |
| ③ | 検査手数料の内訳（諸経費・人件費）と、昨年の収益と検査費用増額の根拠、整合性等の判る一切の資料 |
| ④ | それぞれの検査箇所における一件あたりの年平均の検査回数と年平均の検査手数料金額についての一切の資料 |
| ⑤ | 同じような事業内容でありながら「広島県環境保全センター」や「中国電気保安協会」との検査方法の違い、検査箇所、検査項目、検査実績、検査収益、検査費用、その検査が適正であるのかを示せる規定、基準、第三者検査・査証機関の存在等についての一切の資料 |
| ⑥ | 上記の機関・協会等の他に、どのような検査機関・協会等があり、上記と同様な問題・課題があるかについて判る一切の資料 |
| ⑦ | それぞれの検査機関・事業体において検査した結果、最終処理をした汚泥物において、どのような方法で化学汚染物質や放射能汚染物質等を測定してきたのか、また、どこに・どのような汚染物質を測定でき、どのような数値であったか、また、その汚染汚泥物質の最終処分をどのようにしている等の判る一切の資料 |
| (4) | 議会との関連性について（昨年度までの議会・議員との関係を示す実態） |
| ① | 当該担当の公共下水道事業に関わり、議会で議決した事項についての一切の資料 |
| ② | 議会に上程したり、議員に働きかけ連携をとった事項に係る一切の資料 |
| ③ | 議会議決による補助金等の内訳・予算・決算・決定事項についての一切の資料 |
| ④ | 各機関・各議員との連携？を深めるための研修・協議・委員等との活動についての資料 |
| ⑤ | 瀬戸内海の海洋汚染防止・環境保全にむけての働きかけた実績と課題を示す一切の資料 |
| ⑥ | 憲法・国際法等を遵守するために働きかけた実績と課題を示す一切の資料 |

【別表2】 行政文書不存在決定処分項目

| 番号 | 件名又は内容 |
|-----|---|
| (1) | <p>事業全般に関すること</p> <p>a 協会が公共下水道事業に係ることになった経緯，手続の分かる文書 協会の職員数，その監査機関，市民相談窓口機関等の分かる文書</p> <p>b 過去3年間の協会の公共下水道に係る事業実績・会計報告の分かる文書</p> <p>c 協会のそれぞれの役職の報酬額・勤務実績等の分かる文書</p> <p>d 協会が，法定検査を委託する場合の選定方法，基準，選定価格等の分かる文書</p> <p>e 協会が，事業化するにあたり国からの認可を必要とする事の分かる文書 協会が，事業化するにあたり市への許可権限を有する事の分かる文書</p> <p>f 公共下水道事業が，各自治体の事業であるにもかかわらず，重複して協会が事業を行うことができるとする根拠，事由，法令，条例，定款，規則等</p> <p>g 地域によっては，公共下水道事業の実施率が低位の実態にあることの，その経緯・背景・要因の分かる文書及び市との連携並びに問題・課題を整理したことの分かる文書</p> <p>h 地域によっては，実施率のバラツキがあるが，県としての見解とそのことに起因する問題について分かる文書及び宮島の周辺での海洋汚染の問題と具体的な浄化計画の分かる文書</p> <p>i 協会が公共下水道事業の促進をはかるための事業収益からの還元内容の分かる文書及び地域自治体への移譲の分かる文書 協会の広報活動等の予算額・決算額並びにコマーシャル等の実績の分かる文書</p> <p>j 公共下水道料金が加重負担になっていたり，団地それぞれに料金に格差がある等問題の，不公正・不合理（差別）を整理し課題について明らかにした文書</p> <p>k 「広島県環境保全センター」との人事交流等の分かる文書 「中国電気保安協会」との関係，定款，事業の違い，地域分担，役割分担，料金設定，人事交流等の分かる文書</p> <p>l 協会が各家庭に手数料等を請求するための個人情報の入手方法と根拠・事由の分かる文書 協会が各家庭に配布した検査にかかわる情報及び各家庭に配布したパンフなどの文書</p> |
| (2) | <p>役員に関すること</p> <p>m 役員報酬の規定と年俸・諸手当・退職金等の文書</p> <p>n 「天下り」といわれる役員名，人数，元職，元部署，元事業名等の分かる文書</p> <p>o 同業者が役員に就任している場合の根拠・事由，その事業社名，社員名，報酬額等，役割，活動実績，存在意義，責任・報酬等について分かる文書</p> <p>p 議員が役員に就任している場合の根拠・事由，その議員名，報酬額等，役割，出張日時・回数・内容・報酬等，活動実績，位置づくことができる根拠・法令・条例・綱領等，議会への報告実績，責任，課題等の分かる文書</p> |
| (3) | <p>検査に関すること</p> <p>q 各家庭・各団地・各事業所等への具体的な検査箇所，検査内容，検査項目，検査実績，検査収益，検査経費，検査費用（なぜその額か），その検査が適正であるかを検証・査証する第三者機関の設定等の分かる文書</p> |

| | |
|-----|--|
| r | 協会の検査手数料の内訳（諸経費・人件費）の分かる文書 検査費用増額の根拠，整合性等の分かる文書 |
| s | 「広島県環境保全センター」の検査箇所，その検査が適正であるのかを示せる規定，基準の分かる文書 「中国電気保安協会」との検査方法の違い，検査箇所，検査項目，検査実績，検査収益，検査費用，その検査が適正であるのかを示せる規定，基準の分かる文書 その検査が適正であるのかを示せる第三者検査・査証機関の存在の文書 |
| t | 上記の機関・協会等の他に，どのような検査機関・協会等があり，上記と同様な問題・課題があるのかが分かる文書 |
| u | それぞれの検査機関・事業体において検査した結果，最終処理をした汚泥物において，どのような方法で化学汚染物質や放射能汚染物質等を測定してきたのかが分かる文書，また，どこに・どのような汚染物質を測定でき，どのような数値であったか分かる文書 汚染汚泥物質の最終処分をどのようにしている等の分かる文書 |
| (4) | 議会との関連性について（昨年度までの議会・議員との関係を示す実態） |
| v | 協会が公共下水道事業に関わり，議会で議決した事項の文書 |
| w | 協会が議会に上程したり，議員に働きかけ連携をとった事項の文書 |
| x | 議会議決による補助金等の内訳・予算・決算・決定事項の文書 |
| y | 各機関・各議員との連携を深めるための研修・協議・委員等との活動についての文書 |
| z | 瀬戸内海の海洋汚染防止・環境保全にむけての働きかけた実績と課題を示す文書 |
| a a | 憲法・国際法等を遵守するために働きかけた実績と課題を示す文書 |

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------------------------|--|
| 24. 3. 21 | ・ 諮問を受けた。 |
| 24. 3. 27 | ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。 |
| 24. 7. 4 | ・ 実施機関から理由説明書を収受した。 |
| 24. 7. 9 | ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。 |
| 24. 7. 27 | ・ 異議申立人から意見書を収受した。 |
| 24. 8. 3 | ・ 実施機関に意見書の写しを送付した。 |
| 24. 10. 24 (平成 23 年度第 7 回) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 24. 11. 21 (平成 24 年度第 8 回) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 24. 12. 12 (平成 24 年度第 9 回) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 25. 1. 16 (平成 24 年度第 10 回) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 25. 2. 6 (平成 24 年度第 11 回) | ・ 諮問の審議を行った。 |

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第3部会】

| | |
|--|-----------|
| 緒 方 桂 子 （ 部 会 長 ） | 広島大学大学院教授 |
| 長 井 紳一郎 ※平成24年12月1日から | 弁護士 |
| 野 崎 亜紀子 | 広島市立大学准教授 |
| 山 本 一 志 （ 部 会 長 ） ※平成24年11月30日まで | 弁護士 |